

平成19年5月18日(金)

於・三会堂ビル9階 石垣記念ホール

水産政策審議会

第31回資源管理分科会議事録

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成19年5月18日 午後1時30分

閉会 平成19年5月18日 午後1時57分

2. 出席した委員の氏名

委員 奥野 恒太郎 櫻本 和美 福島 哲男 山下 東子

特別委員 市山 亮悦 今村 博展 蟹 忠男 熊谷 拓治

嶋野 勝路 本川 廣義 保田 綱男 山田 邦雄

吉岡 修一 來田 仁成

3. 水産庁側出席者

中前次長 山下資源管理部長 香川管理課長 宮原沿岸沖合課長

長谷川国際課長 小田巻漁場資源課長 魚住増殖推進部参事官

4. 諮問事項

諮問第125号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の  
規定に基づく基本計画の検討等について

5. 議 事

別紙のとおり

6. 議決の数

出席者全員賛成

7. 答 申

別紙のとおり

目 次

1 . 開 会 .....	1
1 . 委員の出席状況 .....	1
1 . 配付資料の確認 .....	1
1 . 議 事 ( 諮問事項 )	
諮問第125号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の 規定に基づく基本計画の検討等について .....	2
1 . そ の 他 .....	6
1 . 閉 会 .....	8

## 開 会

香川管理課長 ただいまから第31回資源管理分科会を開催いたします。

## 委員の出席状況

香川管理課長 まず、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。本日は委員7名中4名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立をいたしております。

三鬼委員におかれましては出席の予定でしたが、急遽欠席ということでございますが、一応4名の委員の方が出席ということで、定足数を満たしております。

なお、特別委員は14名中10名の方が出席されております。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

## 配付資料の確認

香川管理課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に配られておると思いますが、まず議事次第、資料の一覧、資料1が委員の名簿。資料2は諮問の案文でございます。その資料に別紙がございます。資料2-1といたしまして、平成18年可能漁獲量の配分総括表(案)がございます。資料2-2といたしまして、さば類の漁獲量(累計)。資料2-3としまして、平成19年漁獲可能量の配分総括表(案)がございます。

あと、座席表、出席者名簿、飛びまして資料2-4といたしまして、まいわしの漁獲量という図が入っていると思いますが、もし不足のものがございましたら事務局の方までお申し付けいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは分科会長、よろしく願いいたします。

山下分科会長 皆さん、こんにちは。今日は定足数ぎりぎりということで、出席していただきました委員の皆さん、また特別委員の皆さん、お忙しい中ありがとうございます。御礼申し上げます。

議 事

(諮問事項)

諮問第125号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の  
規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 それでは着席をさせていただいて、早速ですが議事に入ります。

諮問事項第125号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、説明をお願いします。

香川管理課長 それでは説明させていただきます。私、水産庁管理課長の香川でございます。

諮問第125号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、御説明をいたします。

お手元の資料2が、諮問内容でございます。まず、諮問文を朗読させていただきます。

19水管第293号

平成19年5月18日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 若林 正俊

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の  
規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第125号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成18年11月10日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

今回の諮問は、平成18年のまさば及びごまさばの漁獲可能量（TAC）の改定及び留保枠の追加配分と、まいわしのTACの留保枠の追加配分の2点でございます。

現在設定されておりますさば類のTACは、昨年時点の資源評価をもとにいたしまして、昨年11月に設定したものでございます。

ところが今漁期におきましては昨年秋以降、北部太平洋海域におきまして、さば類の漁獲が良好に推移し、資源の状況が昨年11月時点の資源評価の想定と若干違っていると考えられたことから、年明けに水研センターが、まさば太平洋系群の資源の調査を行い、その

結果が3月にまとめられました。

この再評価結果を踏まえ、さば類のTACの見直しを行った結果、平成18年のTACの改定の必要が生じたものでございます。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画におきましては、第3の6において、漁海況の見通しが、TACの基礎とした資源評価から、想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、速やかに資源を再評価し、TACの改定を行うものとする方針が明記されておりますが、今回はこの方針に基づき、最新の資源評価をもとに、TACの改定を行うものであります。

一方、まいわしにつきましては、3月末時点における漁獲の状況は、TACの大臣管理枠に対する消化率が約70%に達しているということでございまして、大中型まき網漁業に対して、留保枠全量の追加配分を行うものでございます。

内容につきましては、資料2-1で説明をさせていただきます。平成18年度漁獲可能量の配分総括表(案)をごらんください。表の中段になりますが、まさば及びごまさばの漁獲可能量の欄は色をつけてございますが、漁獲可能量を58万8,000tから65万5,000tに、また大中型まき網漁業につきましては、29万6,000tから33万2,000tに改定いたします。

大中型まき網漁業の漁獲状況につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

それでは今回の改定の考え方について、御説明いたします。さば類の太平洋系群につきましては昨年秋以降、漁獲状況が高水準で継続したため、まき網業界から資源の再評価の要請もあり、今回年明けに水研センターの協力を得ながら資源の再評価を行いました。

この再評価結果を踏まえ、TACの見直しを行った結果、TACの基礎とする数字が増加することになり、それに伴いTACが増加するものでございます。

資料2-1の総括配分表を見ていただきますと、表の欄外に注書きをしております。T

A Cの基礎とする数量は当初43万4,000 tでしたが、今回の再評価により48万2,700 tとなっております。

その結果、この数量を基礎として外国割当数量を引き、過去3年分の大臣管理漁業と知事管理漁業の漁獲実績による割合と漁場形成の変動を考慮して、大臣管理分に1.3を、知事管理分に1.5の係数を乗じてT A Cの再計算を行いました。

これにより、当初のさば類全体のT A C 58万8,000 tは、6万7,000 t増加し65万5,000 tに、大臣管理分である大中型まき網漁業のT A Cは、ここにありますが29万6,000 tから33万2,000 tに変更となります。

1枚めくっていただきまして2ページに、知事管理分のT A Cが載っております。知事管理分につきましては資料にありますように、数量配分県であります東京都、静岡県、和歌山県、島根県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の数量に変更はございません。

三重県につきましてはごまさば主体に漁獲されておりますが、まさば同様豊度の高い2004年級群の漁場の形成状況が良好であり、今回、追加配分希望が寄せられております。

このため三重県のT A Cにつきましては、現在の4万1,000 tのT A Cに対し、留保枠から5,000 tを追加配分し、4万6,000 tに変更するものでございます。

なお、三重県以外の数量配分県につきましては、追加希望はございません。

ここで大臣管理漁業における、平成18年漁期のさば類の採捕状況の報告をさせていただきます。2月の追加配分後も高水準で漁獲が継続し、29万6,000 tに対しまして、2月末時点で36万 tと、約6万 tを超過いたしました。水産庁といたしましては3月14日付で、大中型まき網漁業に対しまして、さば類を目的とした操業の自粛を要請いたしました。

これに対しまして大中型まき網漁業団体からは、4月1日以降、さば類を目的とする操業の自粛を行うという回答がございました。

今回、大中型まき網漁業のT A Cは33万2,000 tとなりますが、既に実際の漁獲量がこれを超えておりますので、今回の追加配分によりましても、さばを目的とする操業の自粛の要請を、私どもとして継続するというところでございます。

続きまして、いわしの追加配分でございます。資料2 3の総括表をごらんいただきたいと思います。まいわしの19年T A Cにつきましては、全体で3万5,000 tのT A Cを設定しておりますが、そのうち知事管理分につきましては一部の都県を除き、ほとんど若干配分となっております。

一方、大中型まき網漁業につきましては、当初配分で2万 tのT A Cを設定しております。まいわしにつきましては、さば同様漁場の形成状況を勘案して留保枠を設けており、大中型まき網漁業については5,000 tを留保しているところでございます。

大中型まき網漁業によるまいわしの採捕の状況ですが、資料2 - 4のグラフをごらんいただきたいと思います。今年大中型まき網漁業によるいわしの漁獲状況は、近年になく高水準で推移しており、1月には9,000 t、2月、3月には2,000 t以上の漁獲があったところでございます。

4月末時点で報告されている3月末の大臣管理分のT A Cの消化率は、約7割となっております。グラフを見ていただくとわかりますように、例年5月以降、漁獲が伸びる傾向もございまして、今回、留保枠5,000 tの解除を行うものであります。

なお、まいわしの今年の漁獲状況がこのように例年より高水準でございまして、現在、今年度の資源評価のための資源計算を行っているところでございます。その結果がまとまり次第、必要に応じましてT A Cの見直しについて、次回以降検討いたしたいと考えているところでございます。

以上ですが、御審議の方をよろしくお願いいたします。



山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

ただいまは、さば類とまいわしと2つ続けて説明をいただいております。

山田委員。

山田委員 今回の追加配分の数字が出ましたね。その数字自体が既に漁獲してしまっているということですか。

香川管理課長 もう超えております。

山田委員 超えているんですか。

香川管理課長 はい。ですから数字としては配分いたしますけども、操業の今やっております自粛については、そのまま継続されるということです。

山下分科会長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、保田委員。

保田委員 単純な話ですが、さばといわしの2魚種の留保枠って、それぞれどのくらいあるんですか。

香川管理課長 留保枠ですけども、さばにつきましては2万4,000tでございます。いわしについては、今回5,000t放出しますので残っておりません。

保田委員 現在まだ2万4,000tの留保枠があるというふうに解釈していいんですか。当初設定されたときは、それぞれ何tあったんですか。

香川管理課長 当初の残枠は3万8,000です。大中型まき網用に用意していたのが6万8,000t、それから都道府県用に留保していたのが3万8,000tでありまして、大中型まき

網用に留保していた6万8,000tは既に、大中型まき網漁業のために留保枠は出しました。

保田委員 ないということですか。

香川管理課長 はい、もうありません。ですから、残っているのは都道府県知事用でございます。

保田委員 3万8,000tのうち2万4,000tしかないということですよ。

香川管理課長 そうということです。

保田委員 わかりました。

山下分科会長 ということですが、ほかにはいかがでしょうか。

御意見、御質問などございませんでしょうか。

それでは諮問第125号については、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

そ の 他

山下分科会長 きょうは書かれている議題は1つでございまして、予定しておりました議事については終了いたしましたけれども、この機会に本日の議題にかかわらず何でも結構ですので、御発言を賜りたいと思います。

何かございますでしょうか。

來田委員。

來田委員 きょうは早く終わりのようなので、ちょっとお聞きいただきたいわけですが、実は漁業法の中の第五種共同漁業権、つまり内水面の釣りの中で、我が国の料金徴収はすべて増殖義務に立脚しておるわけですね。

内水面漁業に関しまして、我々、増殖された魚に関する入漁料をずっとお支払いをしてきたわけですが、現在の状況を見ますと、増殖義務だけで河川の管理ができるのかというと、河川、湖沼の場合、要するに内水面の抱えている問題として、例えばあゆの冷水病ですとか、カワウの問題ですとか、あるいは外来魚の問題ですとか、さまざまな要素の問題が生じております。

それにつきまして平成16年2月の当審議会で、私、御考慮いただくことをお願いしたんですが、第五種共同漁業権の中の増殖義務にプラス、水産資源の生息環境の管理という追加項目を設けていただいて、それに対して釣り人の方も、応分の経費の分担をしたいということ、御考慮いただくようお願いしたわけです。

その後、水産経済研究会で研究会を開いていただきまして約1年間、さまざまなことを論議していただいたんですが、それに関する結果の報告、あるいはこういうふうな方針でいきたいということ、昨年2月のこの会議でもお知らせいただきたいということをお願いしたんですが、いまだにその結果について、お知らせがございません。

本日もただいま直ちにお知らせをいただきたいとは申しませんが、どういう方針で動いておられるのか、また研究会の結果どういうことがあらわれてきたのかということについて、機会がありましたらお教えいただきましたらまことにありがたい。

それと同時に現在、海区での遊漁の秩序づくりを進めようとしておられますけれども、要するに増殖義務と環境保全の問題を重ね合わせることで、海区の問題、海面の問題でも、比較的解決方法が新たな切り口で出てくるのではないかという検討もしていただきますと、我々としてはできる限りの協力をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

山下分科会長 これについては、お答えはどなたがありますか。

山下資源管理部長 資源管理部長でございます。

ただいまの來田委員からのお話につきましては、本日のところは手元に資料がございませんので、次回必ず御報告させていただきたいと思っております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

それでは、そのほかに何か御意見などございませんでしょうか。

事務局からは何かございますか。

香川管理課長 次回等の事務的な予定について御説明する前に1つ、くろまぐろの問題でございます。

以前、櫻本委員から御指摘がございました、我が国周辺水域におけるくろまぐろの保存管理の問題でございます。

これにつきましては、私どもくろまぐろの利用、保存管理のあり方につきまして、全国的な問題といたしまして、水産庁が中心となりまして、漁業関係者、それから関係県等による話し合いの場を設定して、検討してまいりたいと考えております。

具体的な予定といたしましては6月以降、まず関係漁業者、あるいは関係県の方々と水産庁の方で、個別の話し合いの協議をいたしたいと考えております。そのような個別の検討を行った後、全体の方が集まっていたくような会合を開催いたしたいと考えております。

検討を重ねまして、その後年内には何らかの結論を得て、また改めてこちらの水産政策審議会の方に御報告をさせていただきたいと考えております。

くろまぐろの件については以上でございます。

山下分科会長 ただいまの件について、御意見などございませんでしょうか。

よろしいですか。

そのほかに事務局から、次回の会合のことなどについて説明をお願いいたします。

香川管理課長 次回の資源管理分科会につきましては、「指定漁業の許可及び取り締まり等に関する省令の一部を改正する省令について」等を議題に、6月下旬から7月上旬にかけて開催したいと考えております。後日、個別に出欠の確認をさせていただきたい

と考えております。

山下分科会長 始まってからまだ30分ほどしかたっていないのですが、終わりということではよろしゅうございますでしょうか。

それでは、きょうはお忙しい中お集まりくださいますありがとうございます。これにて資源管理分科会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

答 申 書

19水審第8号

平成19年5月18日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 若林 正俊 殿

水産政策審議会

会 長 小 野 征 一 郎

平成19年5月18日に開催された水産政策審議会第31回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると

認める。

記

諮問第125号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項  
の規定に基づく基本計画の検討等について